

平成22年度第2回武蔵野市都市計画審議会議事録

日 時 平成23年2月16日（水）午後3時00分～午後5時00分
 場 所 武蔵野総合体育館 3階 大会議室
 出席委員 矢島会長、井口副会長、久坂委員、きくち委員、砂川委員、内山委員、落合委員、深田委員、関委員（松尾委員代理）、平川委員
 欠席委員 稲垣委員、田中委員、松下委員、水庭委員、柳沢委員
 出席幹事 檜山都市整備部長、恩田まちづくり推進課長
 出席説明員 荻野緑化環境センター所長
 傍 聴 者 6人

質疑応答者	質疑応答
会長	<p>本日の日程は、議案1号、2号、3号とございますが、午後5時を目途に終了したいと思っております。ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日は傍聴の申し込みの方が3名いらっしゃるということですが、いかが取り計らいましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「傍聴に異議なし」の声あり）</p>
会長	<p>それでは、傍聴を許可いたします。</p>
会長	<p>それでは、傍聴の方、4名入場されましたので、会議を再開いたします。</p> <p>日程1、議案第1号 武蔵野都市計画緑地の変更について説明をしていただきます。</p>
恩田幹事	<p>議案第1号 武蔵野都市計画緑地の変更（第6号吉祥寺北緑地の追加）でございます。</p> <p>まず、3ページ目の計画図をご覧ください。この案件は、北町保育園の南に位置している民有地であった土地の約0.1haを、第6号の都市計画緑地として指定するものです。</p> <p>2ページ目をご覧ください。都市計画の理由についてですが、「武蔵野市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画2008においては、新たな緑を育む施策として、公園緑地の整備・拡充や樹木の保全を掲げている。本計画地は吉祥寺地域の北部に位置しており、敷地内には、保存樹木をはじめとする大木が保存されている。このようなことから、吉祥寺北町1丁目地区内に、地区に残る貴重な財産である緑を保全するとともに、公園緑地の拡充及び緑の確保を目的に都市計画緑</p>

<p>会長</p> <p>A 委員</p>	<p>地として決定し、恒久化を図るものである。」</p> <p>次に、経緯についてですが、その下の表をご覧ください。昨年の10月20日に説明会を行っております。それから、12月1日に知事同意を得て、1月17日から2週間、縦覧を行っておりますが、記載のとおり、ご意見等はいただいております。本日、都市計画審議会に付議し、その後、都市計画決定告示をしていきたいというように考えております。</p> <p>それから、説明会の概要についてですが、10月20日に吉祥寺北コミュニティセンターにおいて、公園の緑地の説明と保育園の移転、それから雨水集水施設関係の説明という3本立てで行ったため、説明者のほうも3課にまたがっています。</p> <p>都市計画緑地に関しては、記載のとおりで、都市計画に関する質疑等はございませんでした。ただ、内容的に、1点目として、樹木はどの程度保存されるのか、落ち葉や倒木の心配がある。2点目として、治安の面で不安があるということに對しまして、緑化環境センター所長から説明を行いました。</p> <p>スライドを見ていただきますと、こちらが先ほどの緑地予定地として、これを東から見た写真がこちらでございます。かなり樹木がうっそうとしておりますが、こういった樹木を残しながら都市計画緑地として維持していこうという考え方です。</p> <p>こちらは反対側の西側から見た写真ですが、こちらに樹木があるというような状況として、北側が今、北町保育園が移転する敷地として予定されています。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、内容審議に入りたいと存じます。</p> <p>A 委員。</p> <p>この1,000㎡、買っていて、本当にありがたいと思っています。ここの北側に保育園がありまして、それが今度南側に移転するということですのでけれども、その園庭跡に、今度は新保育園の園庭となるところに雨水貯留槽をつくる予定だったと聞いておりますが、その場合に保育園の園庭がつぶれてしまいますよね。それで、例えば保育園の移転と雨水貯留槽の完成までは、この緑地を園庭として使わせてほしいといった要望は出ているのでしょうか。</p>
-----------------------	--

荻野緑化環境 センター所長	<p>前回、10月20日の説明会ではそういったご質問はございませんでした。ただ、公園と保育園の境にフェンスを設けて、保育園のほうから緑地のほうへ逃げられるようなしつらえは考えております。</p>
会長	B 委員。
B 委員	<p>緑地は緑地で保存樹木を整備するという事だと思っておりますけれども、全体計画のスケジュールについてご説明いただきたいと思っております。</p>
荻野緑化環境 センター所長	<p>それと、中央通りのさくら並木公園は整備され過ぎていて、ここはかなりうっそうとしている緑地が今あるわけですが、今後の計画に関してはワークショップ方式で公園のあり方を考えていくのかどうか、その辺のご説明をお願いします。</p>
荻野緑化環境 センター所長	<p>このつくり込みについてですが、既存の樹木がございます。また、規模が1,000㎡ということで、中央通りさくら並木公園ほど大きくない規模になっていまして、今のしつらえを変えないような緑地形態にしていきたいと思っております。ただ、敷地の真ん中あたりに広場形態を少し設けて、そこで緑陰を過ごしていただけたらいいという形で、しつらえはドラスティックに変えない状況で考えております。</p>
檜山幹事	<p>ワークショップは、新設の公園ですと通常行うのとは異なりますけれども、今回は機能を新たに設けるということがございませんので、市のほうで一定程度の提案をさせていただいて、近隣住民の方にご意見をいただきながら、整備していきたいと考えております。</p>
檜山幹事	<p>全体のスケジュールでございますが、今考えておりますのは、22年度中に都市計画決定をして、23年度に整備を行い、24年度には雨水貯留施設の詳細設計をしたいと考えております。そして、25年度には旧園舎の解体をして雨水貯留施設の着工をしたいということで、スムーズにいけば、平成26年度には整備を終えたいと思っております。</p>
会長	<p>保育園のほうは、24年度中に新園の建設を終えて、25年度の当初からは新しい園で保育を開始するというスケジュールになると思っております。</p>
C 委員	C 委員。
C 委員	<p>雨水貯留槽がここに設けられるということは、今、東部地</p>

<p>檜山幹事</p>	<p>区のほうで建設予定になっている貯留槽の形態と同じと考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>河川に流れ出てしまう分をいったんそこに貯留するという機能をここにも置くとすると、晴天時にそれをポンプアップで出していくということですね。そうしますと、ポンプアップする建屋をどこかに置くことになるのでしょうか。</p> <p>本日は下水道課の参事がおりませんので、技術的な部分についての説明はなかなか難しいのですが、基本的に貯留して、晴天時にポンプアップして污水管の方へ戻すということであれば、同じ機能です。ただ、この北町の施設については、現在も保育園の園庭に一定の貯留施設を持っておりまして、そこに北町地区に降る雨水を純粹に貯留するということですので、当該地区の洪水、浸水対策という側面が非常に強いものです。東町の2つの施設につきましても、下流域で放流せざるを得ない越流水の水質改善のための合流改善事業ということですので、若干目的が異なります。</p> <p>ポンプ施設の建屋の位置とか、そういった詳細については、基本計画がまだできておりませんので、現時点では決まっておられません。</p>
<p>会長 B委員</p>	<p>B委員。</p> <p>フェンスは、全面を囲って、入口・出口を開けたような格好になるのか、どういう格好になるのか。また、フェンスを設ける場所など、詳細を伺いたいと思います。</p> <p>あと、もともとの土地の所有者の意向で、樹木については残していくと理解しているのですがけれども、どの程度残すという意向があったのかどうか。現状、桜4本、ヒマラヤスギ1本というかなり大きな保存樹木がありますが、それ以外については極力現状のまま残してほしいということなのか、それともある程度は残してほしいということなのか、差し支えなければお聞きしたい。</p> <p>あと、越境している部分については剪定を行うということで、具体的には南側の隣接している部分になるのかなと思いますけれども、木ですから、南側に位置しているのか、剪定をしてもどんどん南側のほうにまた向かっていくのかなと。そうなると、今後もある程度頻繁に剪定をやらざるを得ないのかなと思うのですが、その点についてお考えをお聞きした</p>

<p>荻野緑化環境 センター所長</p>	<p>いと思います。</p> <p>まず、1点目のフェンスにつきましては、北側の保育園の部分と南側の民有地の部分には設置しなければいけないだろうとは考えております。東側及び西側についてはまだ設計の前の段階ですので、しっかりとは決めておりません。</p> <p>2点目の、地主さんの意向については、自分である程度お金をかけて維持管理してきたという思い入れがあり、それを残したいというお考えでして、保存樹木何本を残してくれというよりは、全体の緑として、塊として残してほしいという意向があったというように聞いております。</p> <p>3点目の、今後の維持管理ということですが、今まで個人の管理ということで、管理が行き届いていない部分もあったかと思いますが、今後、公園の管理となりますと、当然、最低1年に1度は剪定をしていくということになりますので、しっかりと適正な管理をしていきたいと考えております。</p>
<p>会長 D委員</p>	<p>D委員。</p> <p>今回の緑地の変更については、問題がないといいますか、緑を残していくということで、ご努力いただいたことには感謝しておりますし、異議はございません。</p> <p>ただ、今回の緑地変更については事情が複雑で、下水道関係の雨水貯留施設と、子ども施設である保育園の建設ということと、この公園と一体となって事業化されていくわけですよ。</p> <p>私は、経過についてはこれまでもご説明はいただいているのですが、やはりどうしても心配な部分がありまして、ここは非常に頻繁に水が出ていて、高低差もあるところで、そういう意味では地下の地盤が他と比べて特殊なのではないかというのが前提としてあります。私が心配するのは、保育園の建設を先になさって、雨水の貯留施設を後にするのですよね。恐らくこの公園と保育園というのが、多少時期がずれて同時進行で工事が進むのかと思うんですけども、そういった事業の進行過程において何か不都合はないのか。そして建設や公園が整備された後の貯留施設の地下の工事ということで、大きな何か予想される問題点はないのでしょうか。</p> <p>また、こうした緑地を公園化していくとき、雨水の貯留施設をこうした小規模公園の地下につくるということをして先にし</p>

<p>荻野緑化環境 センター所長</p>	<p>て、今回のように園舎をつくって、旧園舎跡に雨水貯留施設をつくるというような順番でない方法はなかったのでしょうか。</p> <p>まず、工事を進めていくことで不都合がないかということですが、公園のスケジュールでございませけれども、今の予定ですと、2月下旬に都市計画決定をさせていただいて、事業認可をその後とっていくということで、23年度末には公園ができ上がり、24年3月に開園を予定しております。ですので、保育園の工事と公園の工事が重複するということとはございません。</p>
<p>会長</p>	<p>2つ目の、緑地の下に雨水浸透ということでございませけれども、今回のこちらの緑地については、それほど規模も大きくないということと、あと既存の樹木があるということで、地下を掘って施設を埋めるということができませんので、そういった選択肢はないということで今回考えてございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>ご意見がないようでしたら、議案第1号について、採決に入りたいと思います。</p> <p>採決の方法は武蔵野市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定によって、挙手・起立・記名投票・無記名投票の4種類として、そのいずれかの方法を用いるかは議長が決めることとなっております。本日の議案は無記名投票により採決したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号について採決に入ります。</p> <p style="text-align: center;">(投票用紙配付・投票・開票)</p>
<p>会長</p>	<p>開票結果を発表します。</p> <p>投票総数 9票 有効投票数 9票 承認 9票</p> <p>よって、議案第1号については承認されました。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>続きまして、議案第2号 武蔵野都市計画生産緑地地区の変更について説明いただき、質疑応答後、採決を行います。</p> <p>恩田幹事より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第2号のご説明をさせていただきます。</p> <p>1ページ目をご覧ください。本案件は地区番号3番と58番</p>

	<p>の生産緑地地区において、農業従事者の故障及び死亡により営農が不可能になり、買取りの申し出がありました。買取りがされず、行為の制限が解除され、宅地等に転用されることによりまして、生産緑地の機能を失いますので、生産緑地地区からその部分を廃止するというものでございます。</p> <p>3 ページ目をご覧ください。第3号の生産緑地でございますけれども、こちらは吉祥寺南町3丁目の8番地内にございます。北側に南保育園及び南町コミュニティセンターがあるところです。規模的には1,040㎡という形になっていて、この黒い部分がそうです。</p> <p>4 ページをご覧ください。58号の生産緑地ですが、境4丁目の5番地内にございます。南側に境山野緑地、西側に武蔵高校があり、生産緑地23号及び境調布線を挟んだところに位置しています。こちらにつきましては、590㎡の生産緑地です。</p> <p>2 ページをご覧ください。第3号及び第58号の2つの生産緑地地区が削除されることによりまして、生産緑地の総数は91件から89件に、総面積は29.43haが29.27haになります。</p> <p>付議に至る経緯でございます。知事同意を1月4日に受けてございまして、その後、1月17日から2週間縦覧を行っていますが、ご意見等はいただいております。</p> <p>現在の状況ですが、こちらが3号、南町にある生産緑地を北西の方向から見た写真になっています。それから、こちらが58号、境のほうにあります生産緑地の現況の写真でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、内容の審議に入ります。ご意見、ご質問等いただきたいと思っております。</p> <p>C委員。</p> <p>吉祥寺南町3丁目の生産緑地ですが、基本的にはこれは個人の資産の問題ですので、いたしかたないかなと思いましたが、ここの生産緑地につきましては、南保育園と武蔵野相愛幼稚園の子どもたちが年1回のいも掘りをさせていただく唯一の農地でありました。今、この子どもたちはいも掘りの場所がなくて、JAさんに協力をしていただいで、北町のほうの生産者さんをお願いするような状況になっているのですけれど</p>
会長	
C委員	

	<p>も、ご存じのとおり、東部地域のほうはどんどん宅地の開発が進んでいて、そもそもそういった地面が少ないところがございます。この件に関しては地域のコミュニティの皆さんも大変ご心配で、陳情のご用意もなさっていたと伺っております。</p> <p>そういう意味では、今後こうした生産者さんたちが都市農業を継続していただくという観点からも、それから子どもたちもそういった自然に触れる、そして食育の観点からも、こういったところの保全や市からの働きかけを先んじて行っていただくことはできないのでしょうか。</p> <p>また、同じように、いわゆる本宿地区の、本宿という地名の発祥の地であったところも、今回、相続の関係で民間の手に渡ってしまっていて、見事などぐりの木もすべて伐採されてしまうと。そこは、昔、鷹狩りで、将軍が家来を連れてやってきて休憩をされたということで、あそこが本宿ということで発祥の地になったところも宅地になってしまうということです。文化財の保護や歴史を、今回のマスタープランの中でも武蔵野市の歴史を後世に伝えることを大きな理念としていますので、こういった生産者さん等への働きかけの姿勢について、市のお考えをお聞かせください。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>この生産緑地については、実は既に抵当権が設定されておりまして、買取り請求があっても、市としてはなかなかそういった要望にこたえられない状況がございました。ただ、通常の相続関係でそういった形での買取りということがあれば、市としても順次、その位置の関係や有効性の問題等々をかんがみ、それに対応するような形では検討しています。</p> <p>それから、農業に関する継続性の話ですが、これは農業振興の話になるので、部署は違いますが、市としても登録農地制度あるいは農業支援の立場から、さまざまな補助等で支援しているという状況も生活経済課のほうから聞いていますので、そういったものと合わせながら、こういった生産緑地、貴重な財産を、今後も市としてもできるだけ継続できるような形での試みを行っていきたいと思っています。</p>
<p>会長 D委員</p>	<p>D委員。</p> <p>生産緑地の指定の解除に係る買取り請求の話ですが、この2件について、買取り申し出がされ、それから市として買取</p>

<p>恩田幹事</p>	<p>りを行わないと判断した経過についてご説明いただけたらと思います。</p> <p>また、買取りをする・しないという判断の基準についての条件的なものがしっかりとあるのであれば、それについてもお示しいただけたらと思います。</p> <p>3番につきましては、先ほど申し述べたように抵当権の設定があったというところですが、それから58番につきましては、これは実は所有者が共有名義になっている状況で、従事できないという方がまだ農業を続けているということや、資産の関係もあります。それとともに、このエリアは他地域から比べればかなり生産緑地が残っている状況もあり、面積もそれほど大きくないという状況もありましたので、買取りをしなかったということでございます。</p> <p>もう一点は、買取り請求が回ってくる段階において、民間事業者のほうに既に買取りの状況というものを若干つくっているようなところも実はあるという話でございます。</p>
<p>D委員</p>	<p>2件ともそれなりの買取りができなかった理由というのがあったかと思いますが、武蔵野市内では農地は非常に貴重な緑でありますし、東京においても都市の農地は貴重です。今のお話のように、買取り申し出があった際に既に民間事業者が動いている状況を把握しているのであれば、今後、市として緑地、特にこういった相続ですとかさまざまな事象によって生産緑地指定を解除しなければいけないような事例を何とか救済するような制度づくりを検討する必要があるのではないかと私は思いますけれども、その点についてはいかがですか。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>今般の都市計画マスタープランでも生産緑地の維持については触れておりますが、都市計画のほうで生産緑地を維持していくというのは、制度上に問題が若干あると思います。</p> <p>生産緑地法に基づいて生産緑地は指定されるわけですが、農業従事者が死亡や故障などにより営農ができなくなると買取り請求という状況が出るわけですが、その際には、農業のその土地をそのまま維持するには市が買い取らなければならないという問題がありますので、その都度、市はそこに資金を投入できるかという問題がついて回ります。</p> <p>市長会でも、生産緑地の維持については、法律を含めて何</p>

D 委員	<p>らかの形での永続性、継続性というものを挙げていますので、法の内容の改正とともに、自治体でできることを探っていかなければいけないのかなとは思っています。</p>
D 委員	<p>今、都市計画法ですとか、武蔵野の市街化調整区域、市街化区域等の従来のあり方についても、今後、都市部での農地のとらえ方を抜本的に見直す方向で議論がされていますので、動向を注視しながら、国の法制度を先取りするような形で今回の都市計画マスタープランにもかなり市民の意見を盛り込んでいただいたと了解しておりますので、市としても今後、十分対策を考えていただきたいと要望しておきます。</p>
会長	<p>ほかにご意見がないようでしたら、議案第2号について、採決に入りたいと存じます。</p>
会長	<p>採決の方法につきましては、先ほどと同様に無記名投票で行いたいと思っています。</p>
	<p>(投票用紙配付・投票・開票)</p>
会長	<p>開票結果を発表いたします。</p>
	<p>投票総数 9 票</p>
	<p>有効投票数 8 票</p>
	<p>承認 8 票</p>
	<p>不承認 0 票</p>
	<p>よって、第2号議案については承認されました。</p>
	<p>続きまして、議案第3号 武蔵野市都市計画マスタープランの変更について説明していただき、質疑応答を行いたいと存じます。</p>
	<p>恩田幹事より説明をお願いいたします。</p>
恩田幹事	<p>それでは、第3号の案件についてご説明します。</p>
	<p>改定のスケジュールを見ていただきたいのですが、これまでの経過を若干説明させていただきます。</p>
	<p>前回、11月9日に行われた都市計画審議会において、この改定の素案をご提示し、ご説明させていただき、ご意見を伺いました。</p>
	<p>その後、11月15日から4週間の縦覧、それからご意見をいただくという形をとりまして、27通、27名の方からご意見をいただきました。こちらにつきましては、素案からの改定ということで、意見を見解とともに反映させる形で対応いたしました。</p>

続きまして、その対応した内容を再度変更の案として作成をいたしまして、1月17日より公告縦覧を2週間行いました。そちらのほうでは9通のご意見をいただいています。

本日、ここで改定の変更の案をご提示し、ご意見をいただきまして、そのご意見も踏まえて、変更の案に修正を加え、マスタープランの改訂版とするという形で考えていますので、よろしくお願いたします。

それではまず、1月17日から1月31日までの間にいただいた、ご意見の要旨について説明させていただきます。

内容的には、主に第2部の1章、3節の将来都市構造の部分でいただいているご意見がありました。

9通のうち、2通につきましては、歩行者を重視した交通ネットワークという部分において、歩行者最優先であるという考え方、自動車の利用の抑制、自転車走行環境の整備、そういった概念、理念をしっかりと捉えるべきである。歩行者、自転車、自動車の優先概念が必要ではないかというご意見をいただきました。

それから、同じく3節、将来都市構造の中の都市間幹線道路の中での外環道路で、地上部街路である外環の2についてのご意見をいただいています。これは9通のうち3通、それに触れていました。必要であるとの前提に立つのではない旨を明記するべきであるといったようなこと、それから、余り書き過ぎるきらいがあるが、その辺はデリケートな問題もあるので控えるべきではないかといったようなこと、また、廃止を含めて検討するといったような内容をいただいています。

それから、「意見に対する見解・対応」の4ページの緑と水のネットワークでは、都市計画の境公園の変更について、ご意見をいただいています。水と緑のネットワークの要の位置にあるものなので、明確な方向転換の方向性を示して進めていただきたいといったようなものでございました。これは都市構造に関する主なご意見です。

それから、同じく1章5節の景観まちづくりの方針についてですが、こちらについても記述にあります内容を1件いただいています。

それから、第2章の分野別方針についてですが、都市構造

と同じように、動くというところで、歩行者重視の考え方についてご意見をお二方からいただいております。

主に9通の中からおいただいたご意見につきまして、主だった内容はそういったところです。

では、今般お示ししてあります変更案についてご説明させていただきます。

表紙をめくりますと目次がございますが、今回の都市計画マスタープランの構成です。第4部までございますが、その中で、今回、変更させていただいた部分と、都市計画の基本方針として重要性の高い全体構想の第2部についてご説明させていただきたいと思っております。

13ページをお開きください。全体構想、2030年の武蔵野市ということで、こちらは素案の段階からコンセプト、それから目指すべき生活像、こちらについては現行プランどおりです。

15ページをお願いいたします。こちらは、将来都市構造の中で目指すべき方向性として、交通ネットワーク、商業、業務機能集積地、水と緑のネットワーク、個性豊かな3地域、持続可能な都市を掲げています。

その中で、交通ネットワークを充実させるの(1)の歩行者を重視した交通ネットワークの充実、こちらについて記述をわかりやすく変更しております。「交通ネットワークは歩行者、自転車、自動車の機能や特性に応じた適切な役割分担を進めることにより、充実させていく必要があります。その基本として、歩行者の安全・安心を確保することを重視し、人間優先の考えのもと、歩行の安全性、快適性や、楽しさの確保を進めていきます。」こちらを若干、記述を明確にしたというところで、その後の段落については従前のおりです。

それから、都市間幹線道路につきましては、記載のとおり、特に変更はしておりません。

16ページをお願いします。(6)の東京外郭環状道路への対応です。こちらにつきましては、ご意見をいただいたところもございましたので、この下線の部分に手を加えさせていただきます。「外郭環状線の2については、地域の安全性の確保、交通環境の改善などとともに、地域分断や住環境の悪化等市民の抱く懸念や不安を十分に踏まえた総合的な検

討が必要となります。そのため、必要性の有無から話し合いをすることができるデータ等を公表し、市民参加の話し合いの場を設定することを市は東京都に要望しました。それを受けて、東京都は平成21年から『武蔵野市外環の中央部街路に関する話し合いの会』を設け、地域住民との話し合いを進めています。」という形で、若干文言を修正いたしました。

それから、同じ16ページの水と緑のネットワークを充実させるのところでは、境公園が水と緑のネットワークの要の位置にあるということも踏まえまして、下線の部分で修正を加えております。「縮小の方向で計画の変更を進めます」と言いつつ、「しかし、計画区域は玉川上水と千川上水の分岐点で、宅地化が進んでいるものの比較的大規模な農地が残っていることから、単に計画を縮小するのではなく、生産緑地の買取りや地区計画などの法律や条例に基づく制度の活用を検討し、一団としてではなく地域全体で緑を確保していく」というような記述に変えております。

こちらが、都市構造の中の交通ネットワーク及び水と緑のネットワークにかかわる変更です。

続いて、19ページの土地利用の方針をお願いいたします。

土地利用の方針におきましては、素案の段階でご説明している内容は特に変更はございません。その体系及び内容、目指す方向性といったところについては記述は変えているところがございません。

ただ、1点、加えさせていただきましたのは、21ページで、市街地の状況に応じた高さ制限の導入検討というところで、素案の段階では商業地域については導入しないというように言い切っていたのですが、商業地域においても低層住宅地と隣接するような部位もありますので、そういったところには検討が必要と考えますので、「商業地域には原則として」という形で記述を変更しているところです。

続く23から25ページに至る景観まちづくりの方針については、従前どおりの記載のとおりになっています。

あともう一点、分野別方針についてご説明をさせていただきたいと思えます。

分野別方針の、動くの部分で、人重視という考え方をもう少し明確に出すべきであるということもございましたの

	<p>で、32、33ページのところでその辺を考慮いたしました。</p> <p>まず、32ページの具体的な方針のところ、安心して歩けるまちをつくるというのがございますが、3行目に「住宅地内の道路については歩行者優先の考えを基本に、交通規制や道路構造の工夫」といったような記述にしているところ、</p> <p>それから、自転車の環境につきましても若干整理いたしまして、②の自転車を使いやすい環境を整備するのところでは、「自転車誘導レーンの整備や交通ルールの徹底やマナー向上などにより自転車利用の環境整備に努めていきます。特に近隣区市と協力しながら、東京都や警察と協議し、自転車対策の実効性を高めます。」といったような形で、市民交通計画を踏まえ、そのような記述にしているところ、</p> <p>それから、33ページで、(4)に幹線道路等を充実させるがございまして、多様な機能を持つ道路の整備を進めるということ、この第2段落で、「また」以降なんですが、「また、特に都市間幹線道路及び都市内幹線道路などの整備にあたっては、歩行者重視の観点から歩行者空間の充実や、景観や騒音、大気汚染の抑制」ということで、この下線の部分を若干記述しているところ、</p> <p>分野別方針につきましても、特に動くの部分で、素案のところ、それがそういった形のものを入れているところ、</p> <p>あと、地域別方針等につきましても、おおむね大きな変更はございません。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま説明があった都市計画マスタープランにつきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>E委員。</p> <p>意見募集で出された意見に対する見解・対応のところの一番最後の意見の概要のところ、NPO独自に都市計画マスタープランの現状、実現状況をコミュニティ協議会とともにということが書かれていますが、ここは本当にとっても大事なことです、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。</p> <p>あと、今回の都市計画マスタープランの第4部の実現に向けてというのは本当に大事なところで、市民が本当にこの地</p>
会長	
E委員	

<p>恩田幹事</p>	<p>域のビジョンを共有し、市民が協力して進める地区単位のまちづくりは大きく広がるには至っていません。この課題から解決に向けてというところは、とても重要だと思うのです。</p> <p>内容は市民参加で作られていて、本当に地域の課題に即した内容になっていると思うのですが、前回の都市マスタープランは結構イラストや写真、図表が多用されていて、今回の都市計画マスタープランの改定案も見て、「ああ、本当にいいまちにしたいな」ということがビジュアル化されていることが重要だと思うのです。</p> <p>例えば、「こんなまちにしたい」という四角で囲まれているところがあるのですが、そこが何かちょっと堅い感じで、地域の生活像というところの背景が単に四角く区切られているのではなくて、例えば、かわいい家の形であったり森の形であったりという、そのビジュアルを市民の皆さんが手にとって、ずっと自分たちのまちの長期構想のように持ちながら、これを地域のまちづくりに生かしていけるような都市計画マスタープラン自体の作り方、本のビジュアルを親しまれるものにするというところはどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。</p> <p>見解・応答のところの一番最後のところを詳しくというお話ですが、こちらはNPOの「市民まちづくり会議・むさしの」から出されたご意見でして、そちらがコミュニティ協議会と連携し、従前からタウンウォッチング等を行い、ワークショップに向けてプログラムを組んでいく中で、遂行していったという経緯がございます。そういうことを踏まえて、コミュニティ協議会と協力しながら、NPOとしても、今後も武蔵野市のまちづくりについて都市計画プランの実行はどういう形でやられていくのか検証していきたいということですので、市としても協力できる部分については協力していきたいと考えているところです。</p> <p>それから、冊子の作り方についてですが、これは一応、字面が主になっていますが、図表も載せています。私どものイメージとしては、現行のマスタープランと遜色のないようにとは思っておりますが、予算の関係もございます。まだ、現在、武蔵野の概況というのは載っていませんが、これは後ろに参考資料として載せようかと思っております。多色刷り</p>
-------------	---

E 委員	<p>うんぬんというよりは、やはり方針ですので、概要版のほうでそういった手心を加えるとして、本書のほうは堅くいきたいと考えています。</p> <p>市民に呼びかけるという意味では、概要版のほうで、市民に対してそういうメッセージとか呼びかけは、届く言葉としてすごくいると思います。内容的にはそのとおりで、目指すべき都市像と書かれているんですけども、例えば「都会のふるさと武蔵野市を永遠に」とか、「みんなでつくったいいまちにするための計画整いました」とか、とにかく市民の方にアピールしないといけないと思うんです。</p> <p>そういう視点で、概要版でも結構ですので、ぜひ市民の方の気持ちに届くような、いいまちをつくろうよという呼びかけを積極的にしていただきたいと思います。</p>
会長	D 委員。
D 委員	<p>初めにお尋ねすればよかったんですが、本日、こちらの都市計画マスタープランについて私どもが意見を申し上げるとするのは、このように個々にそれぞれの委員がご意見を申し上げればよいという形になるのでしょうか。</p> <p>といいますのは、まちづくり条例に盛り込まれて、初のマスタープランの改定ということですので、そこに市長はこの都市計画審議会の意見を考慮しなければならないの旨の一文が入っていますことから、何か文章としてきちんと今回の都市計画審議会での意見がどのように考慮されたかということがわかるような、そういった方法を用意していただけるのかということ、私の意見を申し上げる前にお尋ねしたいと思います。</p>
恩田幹事	<p>こちらにつきましては、都市計画審議会はここでの審議の場でございますので、こちらで出されたご意見について、われわれとしては受けとめ、今現在のこの案について若干の修正を加えられれば加えたいと思っております。</p>
会長	<p>ちょっとご質問の趣旨と違ったような回答ですが。</p> <p>檜山幹事。</p>
檜山幹事	<p>この審議会としての意見を取りまとめるのかどうかというご趣旨の質問というように受け止めますが、基本的にはこの審議会に諮問をしているわけですけども、ここの審議の場で各委員のご意見を取り入れられる部分については、できる</p>

D 委員

だけ取り入れるというスタンスで臨んでおりますので、この審議会の中で多数決をとって1本に意見を取りまとめるというような形ではなくて、それぞれ多様なご意見があるかと思っておりますので、それをお聞きしてしんしゃくするほうがより意見が反映できるというように考えております。

ありがとうございます。

今回の都市計画マスタープランの改定について、都市計画審議会がどのような意見を言って、それがどのように考慮されたかということが、今後見直しをしていくにあたっての前例となると思います。私はここは行政、市長と審議会との信頼関係なのかなと思いますけれども、ここまで丁寧に市民参加のプロセスを踏んで意見募集されたものについても、細かにこのように対応表を出していただいておりますので、そこは信頼関係を維持していきたいと思っております。

引き続き意見を申し上げます。

先ほど他の委員からもお話がありましたように、私も今回の都市計画マスタープランの改定にあたっての最大評価できることは、過程におけるNPOとの協働による改定作業という、非常に他の市では例を見ない市民参加の手法をとられたということです。足かけ3年、タウンウォッチングも重ねられて、さまざま市民が参加されたことがここで集大成されたというように考えております。この努力に大変私は感謝するとともに、今後こうした手法が武蔵野市の計画づくりに広く活用されるように望むものです。

他方で、もう一点、私が課題と思います大きなことは、これからの具体的な都市計画マスタープランの実効性についてです。それはほかの市民の方からもご指摘があった部分かと思っておりますが、今回のご意見の中にもありましたけれども、評価の方法、都市計画マスタープラン自体が一体どのように実行されていくのかということが担保される、その保障がどこにあるのかということが皆さん不安で、ここまで丁寧に市民が議論を重ねたというものが着実にまちづくりに生かされていくということが市民誰もが望むことだと思いますので、これから評価や見直しにあたって市民参加を継続していただきたいということが大きな要望です。

それで、細かいことについて何点か申し上げたいと思うの

ですが、評価するところはほかにも多々ありまして、歩行者重視の視点ですとか、景観についての新たな視点を盛り込んだことですか、さまざまあります。景観につきましては、今回の1月31日までの意見の中にもありましたけれども、具体的な手法が、今、市にないことによって、どう達成されるのか不安であるという意見があります。これをどのように考えていかれるのか。今、非常に関心が高まっており、これを先取りする必要があるのではないかと思いますので、もう少し具体的な、踏み込んだ表現が必要ではないかと思っています。

それと、土地利用についてですけれども、特定土地利用ゾーンというのが今回示されております。これを今回の都市計画マスタープランに盛り込んだ経緯、そしてなぜこのゾーンを選んだのか、お示ししていただきたいと思います。

それから、実効性の担保と関わってくるのですが、開発公社についての記述が、ほかと違って、そこだけ具体的な固有名詞が出ているように受け止められました。81ページ、まちづくり推進体制の確立なんですけれども、左のパラグラフの一番下に、開発公社も含めてというようにありますので、その点について何かお考えがあるのであれば伺いたいと思います。

それで、何かそのお考えがあるのであれば、それについてもご質問したいのですけれども、これからのまちづくりの推進体制をどう図っていくのか。それと、ここでまちづくり条例も必要に応じて見直すというように書かれています。まちづくり条例をこれからどのように、総合的なまちづくりのルールなどに進化させていくのかということも含めて、期待しておりますので、お示しいただければと思います。

恩田幹事

まず、景観の手法でございますが、こちらについては、都市計画マスタープランで景観に関する武蔵野市としての方針を定めました。今後これに基づいて、景観づくりについて具体的な方法に入っていくわけですが、そちらについては82ページ、効果的なまちづくりの手法の選択のところ、中盤くらいから景観に関する部分も若干触れています。景観地区、高さ制限、景観条例に基づく景観計画やまちづくりの条例に基づく地区まちづくり計画、その他ガイドラインの基準など

を活用していく必要もあります。それぞれ実効性や使い勝手は異なりますが、各地域のまちづくりのビジョンや目標を実現するために最も適した手法を検討し、総合的かつ効果的にまちづくりを行っていきますということで、これは一般論ですが、特に景観に関しましては、これからこの方針に基づいて、各エリアの景観の考え方ですとか景観の要素においてどういうガイドラインを作っていくかというようなところを検討しつつ、ゆくゆくは景観計画も視野に入れていく必要があるのかと考えているところです。

それから、今般新しく取り入れました大規模土地等に関する特定土地利用維持ゾーンについてですが、大規模な学校や工場等、22ページのほうで茶色の斜め線のついている囲みがついているものが特定土地利用維持ゾーンということで、その建物を維持していくために、周辺が低層の住宅地域であるにもかかわらず、その土地利用が従前よりあったがために、都市計画上はそういった土地利用の用途地域をしているところです。これについては、当然ずっと維持していただきたいというのが主眼でして、ただそれが経済的、社会的状況の中で厳しくなったような場合に、周辺の土地利用と合うような形で調和のとれた土地利用を進めていくという形を持ち主にアクセスしていく必要があるだろうという考え方のもとに、指定したものです。ですので、今後は市としても、こういった所有者等に対しては、今の使っている時点で協力を求めていくという趣旨であると考えております。

それから、開発公社についてですが、今でもまちづくりについて事業を行っているわけですが、これから多様にわたるまちづくりについて、市としても外郭団体である開発公社とより密に手を組んでいきたいと考えております。また、公益法人としての改革も迫っている中で、やはり、まちづくりの部分を担当する重責があると考えておりますので、そういった部分は当然、われわれや出先機関とともに協力体制をつくっていききたいと考えております。

それから、まちづくり条例の進化ということですが、社会情勢が変わっていく中で、市の指導も開発事業者に対して変わっていくことも考えられます。例えば、マンション建設におきまして、今の指導では合致しなくなるような状況が見え

<p>D 委員</p>	<p>てくれば、そういう部分を指導基準の中に盛り込むですとか、まちづくり協議会そのものの運営の進化によりそういったものに対応できるようなことも必要になってくると思いますので、柔軟に対応していきたいと考えております。</p> <p>土地利用のこととまちづくり条例のこと、あとこれからの推進体制について、もう一度お尋ねします。</p> <p>特定土地利用ゾーンというのは、こちらにお示しいただいたような学校や企業以外にもう少し考えられないのでしょうか。今の事業者さんの土地利用をあくまでも維持する方向でというお話でしたけれども、それについて、どこがどのような方法でお話を継続していけるのか、将来的にどこがどのような体制で臨むのかということをご心配しております。第二、第三のまちづくりの紛争のようなものを起こしたくないと思いますので、その点について、もう少しお答えいただければありがたいと思います。</p> <p>それと、まちづくり条例につきましては、これから地区まちづくり計画のことですとか、市民の自発的なまちづくりを支援するというような記述もさまざま読み取れるのですが、であるとするならば、やはり当初、まちづくり条例の案の段階でありましたまちづくりのアドバイザー的な制度をきちんと確立させる必要があるのではないかと。それは、今後、都市計画マスタープランを10年後見直すというような長いスパンで考えるようなことではないのではないかと私は思いますので、その点について、もちろんそれは箱物としてのセンター機能というものではなく、まちづくりを担う新しい公共を育てるという視点が武蔵野市にしっかりとないこの推進体制が確立するなかなか具体的な手法とならないのではないかと。その点についても踏み込んでお尋ねいたします。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>特定土地利用維持ゾーンでもう少しほかに追加することはできなかったのかということですが、原則、大きな土地において周辺の用途地域と明らかに違い、なおかつ周辺が低層住宅群であるところに限って、将来的にその利用が変わったときに大きな問題を起こすことが想定されることから、指定しています。ほかの大きな土地利用があったとしても、それは周辺と同じような用途地域になっているという状況がござ</p>

D 委員

いますので、そういった点を踏まえて指定しているものです。

それから、今後そういったものに対して、維持するということを主眼に置いてという中で、対応をどうするのかというお話ですけれども、具体的には、今後、土地を利用している主体の方々に、今の現状の土地利用を維持していく中で、例えば、将来的にそこをほかの方に譲る際にはもとの土地利用に対して理解を求めていくと。要は用途地域等の変更も踏まえて考えていただきたいというようなことは申し述べていきたいと思っています。以前、コトブキという会社の工場が武蔵野市にありましたが、あそこは周辺が住居系地域であったのですが、準工業地域を指定していました。土地利用に関して、自分が撤退した際には住居地域に変更するといったようなことを市と協議を重ねてきたところもございますので、その辺も参考にしながら対応していきたいと思っています。

それから、条例のアドバイザー制度の問題についてですが、これはまだ考え方が煮詰まってはいませんが、ゆくゆくはそういった方向も視野に入れなければいけないと思っています。ただ、今はまだ支援制度の中で助成金を出して、その中で有識者や専門家からアドバイスを受けている状況ですので、しばらくはそういうような形の中での対応なのかなと思っています。また、先ほどの開発公社との問題も絡めて、まちづくりのあり方を市もこれから考えていかななくてはならない中で、開発公社の活用の中でそういった制度も踏まえることもできるのかなと思っています。

これは都市計画マスタープランの位置付けにあるように、今、同時進行でやっております武蔵野市の基本構想長期計画が今後1年くらいで形ができてくると思うのですが、都市基盤まちづくりについては、基本構想長期計画は今回の都市計画マスタープランを尊重してそれを反映したものになると理解しておりますが、それでいいのかということが確認として1つあります。今回の都市計画マスタープランには、例えば歩行者を中心とすとか、景観のことですとか、さまざまな新しいエッセンスが入っておりますので、そういったものがきちんと実行されるような計画に反映させていただきたいという思いから伺っています。

<p>檜山幹事</p>	<p>第5期の基本構想長期計画については、委員がおっしゃるとおり、既に策定作業に入っておりますので、その際の前提条件として、都市計画マスタープランについて逐次情報を提供して、策定委員会の中で議論をしていただく大きな前提条件というように考えております。ですから、どこまで具体的な文言が盛り込まれるかは別として、基本的な考え方そのものは踏まえていただけたらと思っております。</p>
<p>会長 F委員</p>	<p>F委員。 50ページに動くとありまして、57ページに住まう、動く、働く、育てると分かれています。動くことに関しても、例えば安心して歩くことができますと書いてありますが、歩きながらも、高齢になったら休まなくちゃいけないと思うんです。こういうように分かれていますと、実現するときにはビジョンが分かれて実現しちゃうと、例えば1つの例なんですけれども、高齢になると長く歩けないんですね。そのときに、ベンチがあったら座れたらいいなと思うときに、例えば道路を歩きながら、ガードレールのところに1人がちょっと座れるくらいのベンチみたいなものをデザインしたらいいんじゃないかと思うんですけれども、動くと思いが分かれてしまうと、これを実現するときには、部署が違って、一緒に考えて実現できないんじゃないかなと思うんです。この体系のところではそれがオーバーラップしているのがわかるということと、実現のときに分かれていないようにしたほうがいいと思ったんですけれども、どうでしょうか。 私が肉離れになりまして、ベンチがあったらいいのになと思ったときに、お客様も高齢者の方が多いので、歩けるけどやっぱりベンチがちょっとあれば長い距離が歩けるんですねというのを何人かから聞いているので、ただ安心して歩けますというのじゃなくて、歩きながらちょっと休めるとか、そういうのも何か考慮してもらいたいなと思いました。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>F委員がおっしゃられる具体的な方策については、当然、計画の段階で行いますけれども、当初策定した都市計画マスタープランを市民の方が入って議論してきた中で、生活感のあるような分野分けをしようということで、住まう、動く、憩う、働く、こういった分野で分けています。ただ、おのおので重なる要素については、屋上屋となっているところもご</p>

	<p>ざいますが、書き落としはないような状況にはなっております。</p> <p>これは憩う、遊ぶ、学ぶ、集う、こういった生活像を思い描いたときに、こういう方向性で進むべきまちづくりであるという方向性、方針を示しているものですので、例えば歩行空間の中でそういったベンチを設けたりとか、そういった内容については、今後、具体の計画の中に移し込んでいく形になります。</p>
<p>檜山幹事</p>	<p>若干補足になりますが、高齢者の方が長い距離を歩きづらいことに関しては、ムーブスの運行を始める前の実証実験のときのグループインタビューとか、そういった中で既にはっきりわかっておりましたので、可能なところですが、歩道の幅がゆったりとれるところについては、これはあくまでも市道の話ですけれども、ガードレールについてそういったデザインが工夫できないかというような検討をした例もございますし、また開発の中で、一部、マンションの生け垣の中にそういったベンチをつくっていただいて座れるような形になっているとか、そういった実例はございます。委員がおっしゃるような視点で、実施にあたってはさまざまところで連携しながら進めていっているというようにご理解いただければありがたいと思います。</p>
<p>F 委員</p>	<p>すみません、ちょっと言葉が足りなかったんですが、それは1つの例で、57ページをこういうように表に書くことが、私はちょっと問題があるのじゃないかなということを書いたかったです。住まうも、動くも、働くも、これみんな関連しているので、もっとつながっているというイメージを出してもらおう図のほうがいいかなと思ったんです。そうすれば、これを実現するとき色んな分野の部署の方がかかわるので、1つの部署が1つのことをやるんじゃなくて、皆さんで1つのことをやっていけるような形にできたらいいなと思ったんです。</p>
<p>檜山幹事</p>	<p>これにつきましては、体系図でございますので、どうしてもこういった形になりますけれども、実際に実施に当たっては、委員のおっしゃるように、当然、いろんな関係するセクションが連携して実際の施策をつくり上げていくということです。関係する部署というのは限定せずに、庁内の部署や、</p>

<p>会長</p>	<p>警察、消防等の関係機関、東京都や近隣市区との連携等々、実施にあたってはそういったさまざまな形で協働していくということでご理解いただければと思います。</p> <p>57ページは、確かに体系図だという言い方で了解しますが、F委員は、81ページの実際のまちづくりをするときにそれぞれの部署がばらばらでしないでほしいとおっしゃったわけですから、そのことは何か明確に書いてもいいかもしれませんね。</p> <p>81ページの（１）は総合的なまちづくりのための庁内体制の確立となっていて、総合的もいいのだけれども、分野ごとに連携しながらやっていくという、何度か檜山幹事がお答えになった言葉が入っていないので、そこは書いてもいいかもしれません。（１）で書くか、４節のまちづくりの推進にあたってでもいいのかもしれませんがね。何か工夫をしていただいたらいかがでしょうか。</p> <p>C委員。</p>
<p>C委員</p>	<p>今のF委員のご指摘は本当に身近な事例で、それがまさにファシリティマネジメントだと思うんです。要は使い勝手、市民にとって、生活の実感にもっとまちが寄り添う形、それを私は前から言っているのです。その目線があれば、総合的というのは全庁的なまちづくりになるわけで、福祉、教育、すべてを通底してまちづくりに反映されるというのがファシリティマネジメントだと申し上げているわけです。</p> <p>こういう中に何度かファシリティマネジメントという言葉が出ていますが、施設の延命化とか、長寿化とか、保全ではないわけですよ。この間、策定委員会の委員の方が、まさに私が申し上げたPRE（公的不動産）戦略を出されました。要は、公的不動産経営戦術、すなわち費用対効果、プラス市民の使い勝手というところをもっとまちづくりに反映していく姿勢が必要だということで、まさに今、F先生がおっしゃったことです。ここにぜひそれを書き込んでいただきたいと思うのです。それがいわゆる福祉のまちづくりであり、バリアフリー、ユニバーサルデザインにつながっていくものですから、そこをぜひ書き込んでいただければと思います。</p> <p>それから、公共施設のあり方の報告を昨年12月に議会のほ</p>

うにいただきました。今後の市としての方向性がそこに書かれていますよね。未利用地、低利用地の活用につきましても。それをさらに後追いする形で、今年度中に施設マネジメント白書をお作りになるということで、そういう意味では、ちょっとこれに間に合わなかったのは残念なのですが、ぜひこの次の改定なり見直しの際には、そういったことも一緒にあわせて、市民の皆さんと一緒にこれからの武蔵野の将来像を考えていけるような材料に前段として提供していただきたいと思います。

でも、今回これを皆さんと一緒につくって、非常に規制緩和によって、都市再生の波が武蔵野市も無縁でなかった10年だったわけですね。法政一中、一高跡地をめぐってのマンションの問題は、まさに高さ制限の問題でありましたし、それについて書き込んでいただいたことは大変よかったと思います。

そういう意味では、後追いにならないということを含めて、先ほどから話題になっています22ページの特定土地利用維持ゾーンをこちらで先に考えていくということはとても大切なことだったと思います。誰もがまさかあそこから学校が移転すると思っていなくて、民間事業者が目皿のようにして吉祥寺を何とか手に入れようと思っていた時期ですね。ですから、同じ轍を踏まないように、こうしたエリア、ゾーンを押さえたということは極めて有効だったと思います。

それから、三鷹の北口の駅前の2本の大きなタワーにつきましても同じことで、あのことが起こったから、いわゆる三鷹駅北口のゾーニング、それから用途指定の幅が非常に狭い部分があったということですね。急速に高くなってしまいうという。その部分を今度変更なされると聞いていますけれども、用途の指定の見直しの必要性に気付いたこととか、それからパチンコ店の問題に関しては、景観に関してうちに条例がなかったですから、景観の点から議論していくことができなかったということもあります。ですので、ぜひこれが今度は後追いにならないように、前倒しに取り組めるような足がかりをこれで作っていただいたというように私は理解しております。

その点で、私は今後の課題かなと思っていることが3つあ

ります。

1つは、下水の記述です。前回の委員会で、武蔵野市が抱えている下水の大きな課題、数ミリの雨が降っただけで近隣の善福寺川の下水が神田川に越流して生活雑排水と汚水が流れてしまっていたという事実を、もう少し踏み込んで書いたらいかがでしょうか。これは環境保全、公衆衛生だけじゃなくて、私たち武蔵野市民の品格の問題としても、近隣の自治体にこれだけの迷惑をかけているということが、川を持たない自治体の苦労や困難もあり、みんなで改善していかなきゃならない、まさに協働のまちづくりなのですよね。そのことについてもう少しお書きいただけないかということが1つ。

それから、どのエリアにも出ているのが狭あい道路の問題です。この狭あい道路の問題というのも長く大きな課題で、市民の皆さんのご理解と協力がなければできないことですので、もう少し踏み込んで書いていただけないかということ。

それから、よく土地の高度利用という言葉をお使いなんですけど、今回、東町に設置されます、先ほどの下水の貯留槽、これは、住民はあそこが公園になることを希望して陳情して買ったのですが、その後に高度利用という言葉のもとに、下に下水の貯留槽ができるということを知っているわけですね。この高度利用というもののもう少し明確な判断というのか、手続というのか、こういったことについて今後どのようにお考えになるのか、教えてください。

恩田幹事

下水の記述につきましては、都市基盤という観点から17ページに記述しているところです。まず、都市基盤の構築と運用の管理の中で、更新時期を迎えているというのが実態です。それについては対応していくと。それから、都市防災性の向上の中から、水害の問題が発生していますので、そういった観点からもアプローチをしていかないといけないということですね。

ただ、下水道の環境に関するそういった様々な問題等については、今のところ、こちらで記述してございません。下水道総合計画のほうで、そういった総合的な観点からかなり細かく触れておりますので、そちらに譲ってもいいのかなと考えているところです。

それから、狭あい道路につきましては、平成8年に建築主

事を置きまして、特定行政庁になった段階から、建築行為がある際には実態として下がっていただくという形で指導しておりまして、毎年大体1.2kmくらいの狭あい道路が改善されている状況でございます。これは当然、民間の道路も含めての状況ですので、市道等に含めても、拡幅していくには建築行為がどうしても伴うところもありますので、それと絡めた指導行政という立場でやっていかざるを得ないのかと思います。確かに遅々として進まないような印象がありますが、13年を経過する中で約15km改善されていますので、徐々に進んでいるという中で、道路行政も進んでいると思っています。

道路環境といたしましては、生活道路、狭あい道路が多いのですが、武蔵野市としては短冊形に道路が配置されているようなよい環境もありまして、他区市に比べてそういう部分での安全性というのはあるのかと思います。

それから、高度利用でございますけれども、土地利用における高度利用というのは、容積を含めた土地を高次元で積み上げられるというような高度利用のことでして、下水及び重層利用での高度利用という意味ではございません。こちらの都市マスタープランで書かれているのは、あくまでも土地利用における高度利用ということで、その土地を容積等を踏まえて、ポテンシャルの高い土地として使えるという意味です。

C 委員

鋭意努力していただきたいと思いますが、下水について、なぜしつこくこういうことを申し上げるかということ、結局、雨水を調整できないがために越流して出てしまうということ、をどれだけ防いでいけるのかということにかかっているわけで、現在、雨水利用懇談会も立ち上げて、皆さんに雨水を調整していただくということを、それこそ市民参加で、雨水浸透ますを各お家につけていただくというようなことを協力していただかなければならないわけですよ。今は25,000基しかついていないんですから。

だけれども、一方で、武蔵野市は戸建てが7万855世帯のうち3割しかないという事実もありますよね。そんな中で、どれだけの皆さんと一緒に協力していただけるかに、武蔵野市の下水道事業の健全化がかかっているわけですから、これは下水道総合計画に任せます、こっちはやりませんではな

<p>会長 A 委員</p>	<p>くて、広くいろんなところにもう少し踏み込んだ記述をして いただきたいというのが要望としてあります。</p> <p>そういう意味においては、さまざまな課題がここでいろい ろな記述という形になって改善されてきましたので、また今 後に期待をしたいと思っております。</p> <p>A 委員。 簡単に私の意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず、10ページのところに、武蔵野市の特性のところ で、住宅都市であるということが、私も小学校のときから人口 が13万人と習ってしまして、40年以上大きな変化はないの かなと思っておりますけれども、市長もよく、住宅都市でも ないよ、昼間人口のほうがむしろ夜間人口より多いよなんて いうお話もされています。大学もありますし、やはりビジ ネスのまちであり、吉祥寺を中心に商業のまちだということ も考えますと、さまざまな方が来街者として来ているの かなと思えます。</p> <p>問題は、観光都市も目指すということなんですけれども、 この全体を読みますと、外国人に関する記述が少ない かなと思えます。言わずと知れた中国のパワーとい いますか、日本のGDPを昨年末に抜かして、10年後には アメリカのGDPも抜くのではないかなという ようなことも言われております。先日、大久保の居酒 屋に行ったら、働いている人が全部外国人で、仕事 をする外国人もかなり増えている時代となっ ております。九州にある早稲田大学のゼミでは9割 が中国人というようなことも出ていたけれども、 そういった中で、もう少し外国人に対する記述 を出していただいたほうがいいかなと思 っております。</p> <p>それは、これから雇用の中で、例えば福祉の ところで働く方も、インドネシアの方とか フィリピンの方とか、そういう方が 確実に増えてくると思います。こ ういった中で、例えば移動や観光に 関するところで、特に表示の問題 などをどう捉えていくのか。例 えば災害があったときにどのよ うに避難するのがいいのかとか、 そういうことも含めて、やはり言 語の問題とか、そういったこと で対応できるまちづくりも大事 かなと思っております。</p> <p>あと旅行者ですよね。ラオックス が買収されてしまいましたし</p>
--------------------	--

	<p>たけれども、中国語でほとんど店員さんも対応されて、売上げが物すごく伸びているなんていうこともありますので、どこかのところで外国人に対する対応も、好む、好まざるとにかかわらず、間違いなく来街者として外国人の方が非常に増えてくると思いますので、今後10年ということを考えますと、そういったことの記述が必要かなと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>都市計画マスタープランの趣旨は都市計画の基本方針というところに置いてございますので、そういう意味で、まちづくりやハードの部分での方向性といったものを考えているところでございます。</p> <p>また、外国人の対応として、委員がおっしゃられたようなサインですとか、そういうものについては、バリアフリーの観点からも記述しておりますが、ガイドライン等を示す中で、そういった具体的な内容については検討していきたいと思っております。</p> <p>外国人に対する記述がないというところについてですが、このマスタープランの中でその辺の表現をどう捉えたらいいかというのは、私もここでなかなか答えられないのが現実でございます。</p>
<p>A 委員</p>	<p>記述するのが難しいということなんですけれども、やはり大もとのところでの改定の視点と主要改定箇所等のところで、どこかで一文入れていただいて、こういった対応も考えていかなければならないというようなことが必要なのではないかなと思います。特に住居とか、こういった問題も、当然こちらで働く方がふえてくればさまざまな問題も出てくると思いますので、都市マスとして記述を入れていただきたいと思っております。要望として、よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>B 委員。</p>
<p>B 委員</p>	<p>50ページの吉祥寺地域、東地域のところの記述の中で、鉄道による分断や東西方向の道路が不足している地区についてはという記述があるのですが、実は井の頭線による分断のことを言っているのかなと思ったのです。その後、御殿山から吉祥寺本町間のJR中央線による南北の分断解消ということについて細かく書いてあるのですけれども、その辺のことについては今後検討する必要があるんじゃないかと思うんです。南町</p>

	<p>の1丁目の辺りだと思うのですが。</p> <p>これも、井ノ頭公園のほうと隣接している地区でもあって、非常に道路自体も狭いところでもあるし、このエリアで東西方向に抜ける道路というのがなくて、1回井ノ頭通りに出てからまた戻っていくというような道路になっているのです。特に高齢者の方からすると、井ノ頭通りは広いとはいっても、やはり歩道が狭い、自転車も結構スピードを出しているということで、できることなら裏のほうを通っていきたいという声が非常に多いんですね。だからといってこれをどうするかということも非常に大きな課題ではあるんですけども、御殿山の部分を書くのであれば、その部分についても具体的に入れるべきじゃないかと思います。</p> <p>すぐできるかどうかは別として、今後どういう形でそうした整備を進めていくか、また、そうした方針を打ち出すということも必要ではないのかなと思うんですけども、それについてのお考えをいただければと思います。</p>
恩田幹事	<p>これは前回、平成12年に策定したマスタープランから引き継いでいる事項です。御殿山の三鷹・吉祥寺の間に南北を通じる道路がないという状況がある中で、生活に不便を来している。ただ、生活空間として、通路的なものは若干あるのですが、そういったものを道路化していくというような方策はあるというふうに考えます。</p> <p>それから、東町の1・2丁目における東西道路の問題ですが、武蔵野市もそういったところについては、区画道路という形で線引きをして、建替えに合わせて道路を広げているというような実態がありますが、こういう状況でお住まいになっている方がいる中で、そういった新たな道路を引くことに対してはなかなか難しいところがあります。ですので、そういう区画道路的なところというのは、地域の防災性、安全性を踏まえる地区計画等の中で、地区施設といったような位置付けでやっていただけると、皆さんの合意のもとに事業が進められることになるのかと思います。</p>
B委員	<p>わかりました。要望としておきますけれども、御殿山の部分は確かに自転車であれば抜ける道が結構ありますが、車で通り抜けるというのは非常に困難で、ぐるっと回っていかなくてはならないと思うのですが、その辺については、この</p>

	<p>記述だけだとちょっと漠然としていて、交通環境を整備するといっても、例えば車を通すことを考えているのか、歩行者として、人だけが通れるような形で整備していくのかということが、これだと読めないのかなと思います。特に鉄道による分断と書かれると、いまだに踏切のある吉祥寺の南町の1丁目、2丁目の区間というのはやはりぴんときてしまう部分もあると思うので、もう少し具体性を持たれてもいいのかなと思っておりますので、それは要望としておきます。</p>
<p>会長 E委員</p>	<p>E委員。 先ほどのA委員の外国人への対応のところ、ユニバーサルデザインという考え方の中には、ピクトグラムというのですか、絵で安全な方向性を示すとか、ここは病院ですとか、誰もがわかるという表示の方法がありますよね。これにはユニバーサルデザインのことも書かれていたと思いますので、誰もが安心して住めるまちということでは、その辺で、いろんな人が安全に快適に暮らせるということで、ユニバーサルデザインのところに集約されるのかなと、ちょっと意見としてつけ加えさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにかがでございましょうか。よろしいでしょうか。 それでは、この都市計画マスタープランについての質疑を終了したいと思います。いろいろな全般的なご意見から具体的なご意見まで出ましたので、これは幹事のほうでよくご検討いただいて、反映させるべきものは反映していただきたいと思います。よろしく願いいたします。 それでは、日程2、その他でございしますが、事務局より報告を願います。 事務局より報告</p> <p style="text-align: center;">【 閉会 】</p>